



鳥取県公報

平成 24 年 11 月 20 日(火)
第 8 4 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	家畜伝染病の発生 (771) (畜産課) 2
	保安林の指定の解除予定 (772) (森林・林業総室) 2
	一般国道の供用の開始 (773) (道路企画課) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (774) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (775) (〃) 3
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . . 3

告 示

鳥取県告示第771号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡北栄町	平成24年10月25日

鳥取県告示第772号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字高浜2164の790（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
482号	八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り上331-3地先から同町大字 淵見字上河原297地先まで	平成24年11月24日

鳥取県告示第774号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月20日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 あすなる会	白兔あすなるデイ サービスセンター	鳥取市白兔 8	平成 24 年 11 月 13 日	平成 24 年 12 月 1 日	訪問入浴介護
有限会社フジ モトドラッグ	フジモト薬局	鳥取市行徳一丁目 103	〃	平成 24 年 12 月 15 日	居宅療養管理指 導

鳥取県告示第775号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月20日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 あすなる会	白兔あすなるデイ サービスセンター	鳥取市白兔 8	平成 24 年 11 月 13 日	平成 24 年 12 月 1 日	介護予防訪問入 浴介護
有限会社フジ モトドラッグ	フジモト薬局	鳥取市行徳一丁目 103	〃	平成 24 年 12 月 15 日	介護予防居宅療 養管理指導

公 告

平成24年鳥取県公報第8422号で公告した丸合羽合店、ドラッグストア ウェルネス羽合店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第 1 項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第 2 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第 1 項の規定に基づき平成24年12月 4 日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第 3 条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため